

地域づくり基本構想

(ダイジェスト版)

みんなで築く市民協働のまちづくり

絆

平成22年5月

鳥 栖 市

1. 地域づくり基本構想について

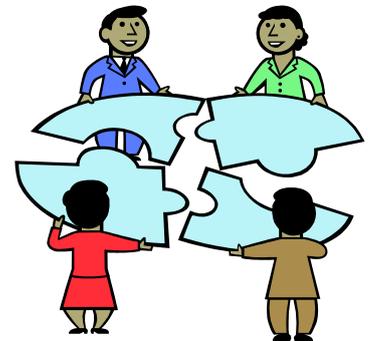
平成22年2月8日、鳥栖市まちづくり検討委員会から「地域づくりのあり方に関する提言」をいただきました。

この提言では地域活動団体の代表者による実践的な活動に基づく意見を集約し、「市民協働・市民参加のまちづくり」実現のために、地域課題の解決の場そして市民協働活動の受け皿としての「地域自治組織」のあり方や行政の支援策について6項目を挙げています。

鳥栖市ではこの提言に込められた想いを尊重し、できるだけ提言に沿うような形で「地域づくり基本構想」を策定しました。

2. 基本構想の考え方

市民一人ひとりが鳥栖市を担う一員であるという認識を持って、市民・市民活動団体・企業・行政が共に知恵を出し合い、課題解決に向けた自主的・主体的な参画による市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことにより、地域力を高揚させ、個性ある・魅力あるまちづくりを目指していきます。



3. 基本構想の基本目標

みんなで築く市民協働のまちづくり

き す な

多半

きつとすき

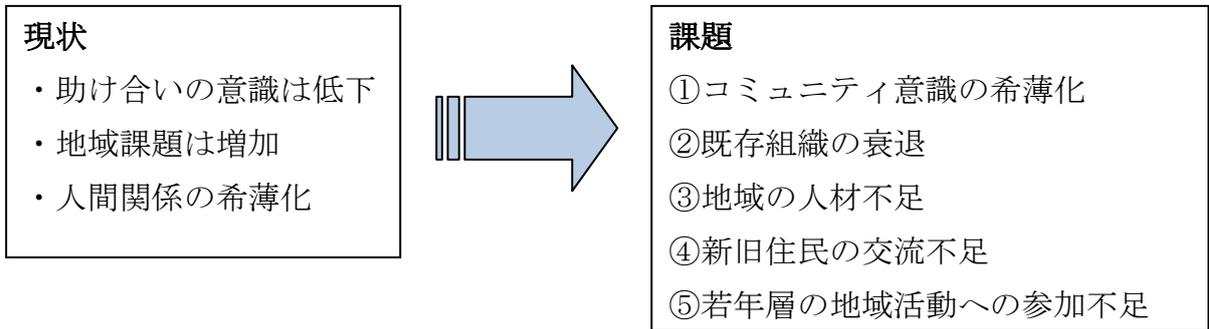
ずっとすき

なんばすつと もつとすき？

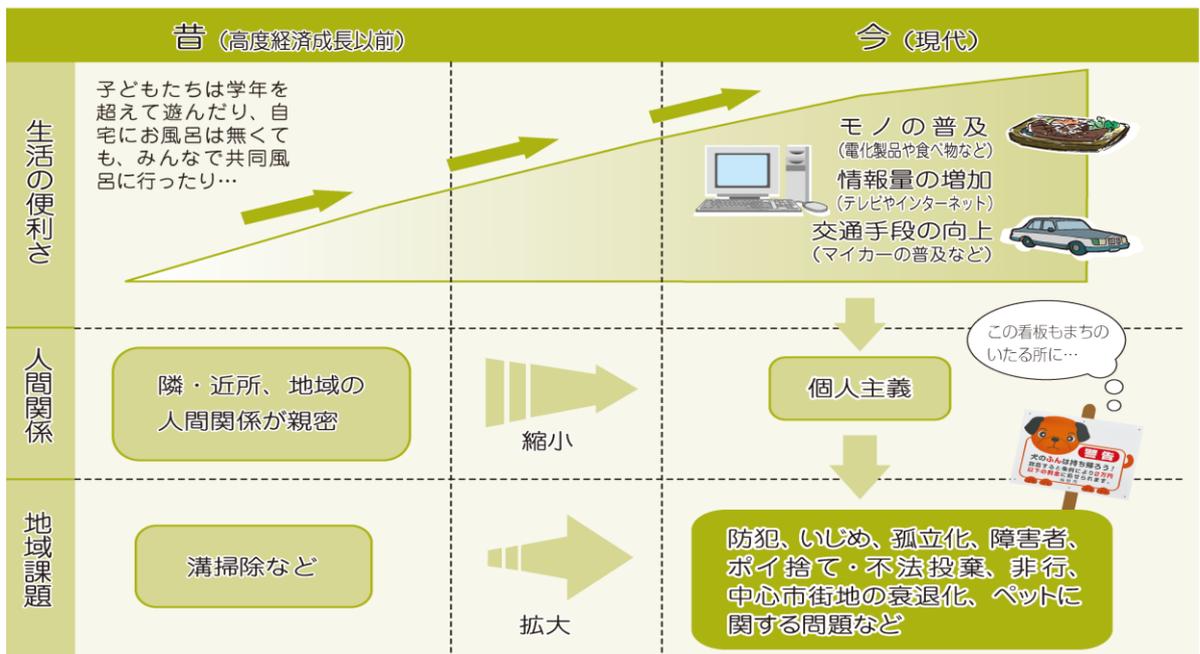
私たちは、おかげさま、おたがいさまの気持ちで、「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、市民協働による暮らしやすいまちづくりを進めます！

4. 地域を取り巻く現状と課題

(1) 地域の現状と課題



生活が便利になるにつれて、地域課題も大きく複雑になりました。



(2) 各種団体アンケート結果

※「自治会に関するアンケート」「地域団体の活動に関するアンケート」より
【調査結果から見える3つの不足】

- ① 人材不足 (役員の担い手、活動を主体的に行う人材の不足)
- ② 連携不足 (活動団体間の連携不足、専門知識の不足)
- ③ 予算不足 (予算、活動資金の不足)



既存の組織の連携を図る新たな地域自治組織が必要！
⇒ **まちづくり推進協議会!!**

5. まちづくり推進協議会設立の目的

(1) 一時的な行政あるいは行政区のスリム化

地域自治組織の設立によって、行政側の人員等における削減効果や事務の軽減化が期待できます。また行政区側も地域自治組織内での団体間の連絡調整ができるので、事務作業の軽減化が図れます。



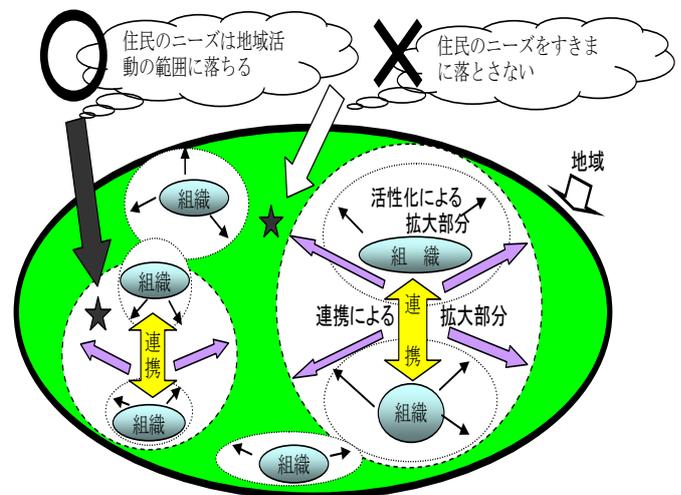
(2) 10年後の高齢化を乗り切る

今後の不可避な超高齢社会に備え、地域活動の担い手が高齢化してしまう前に、多様な年代が活動できる素地が作られ、高齢者同士でも連携して活動できる場を作っておくことができます。



(3) 地域の繋がりを強化して「モレ」を少なくする

地域に存在する多様なニーズには、地域活動団体の活動範囲でカバーできないものが存在します。地域自治組織内で団体が連携することで、地域の繋がりを強化し、多様なニーズをカバーできる部分を広げ、ニーズをカバーできない「モレ」を少なくすることができます。



(4) 地域活動団体同士でお互いの状況を「知らない」という状態を打破

地域活動団体における今までの経緯、背景、歴史、状況を理解しておかないと、その団体の活動に対する理解が進まないばかりか、効果的な連携が取れず、孤立無援化してしまう恐れがあります。

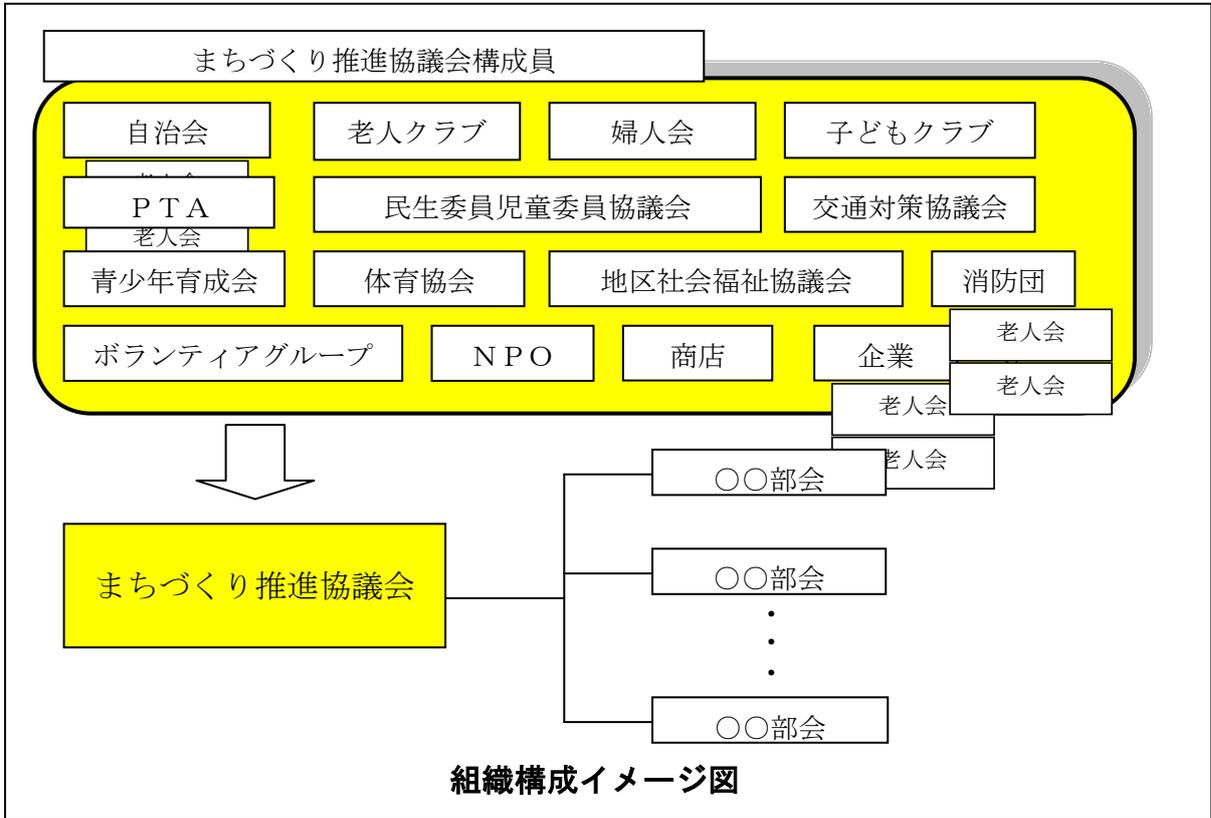
地域自治組織に地域活動団体を取込むことで、団体間の連絡を密にすることができ、相互理解が深まります。また効果的な連携と協働による新たな活動が展開されます。



6. まちづくり推進協議会の概要

(1) 区域…**小学校区**（単位自治会では対応が困難な課題に広域的に対応可能）

(2) 組織…地域にある各種団体の他、NPOやボランティアで構成



(3) 役割…①地域内の住民や各種市民活動団体を結ぶネットワークを構築する役割

②地域の融和や親睦を深める事業を実施する役割

③地域の特色を活かした公民館事業・生涯学習事業などを実施する役割

④地域内の課題を把握し、どのようなまちづくり推進活動（解決策）を実施していくかを決定する役割

⑤決定したまちづくり推進活動を自らが主体となって実施していく役割

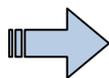
⑥まちづくり推進活動のうち、パートナーとして行政との協働事業又は地域で解決できない事業について、行政に提案、要望等を行う役割

⑦地域で取組むことが効果的・効率的な業務を行政に代わってあるいは行政とともに実施していく役割

⑧中長期的な課題について、地域のまちづくり計画としてまとめる役割

(4) 設立時期（目標）

平成22年度
準備期間

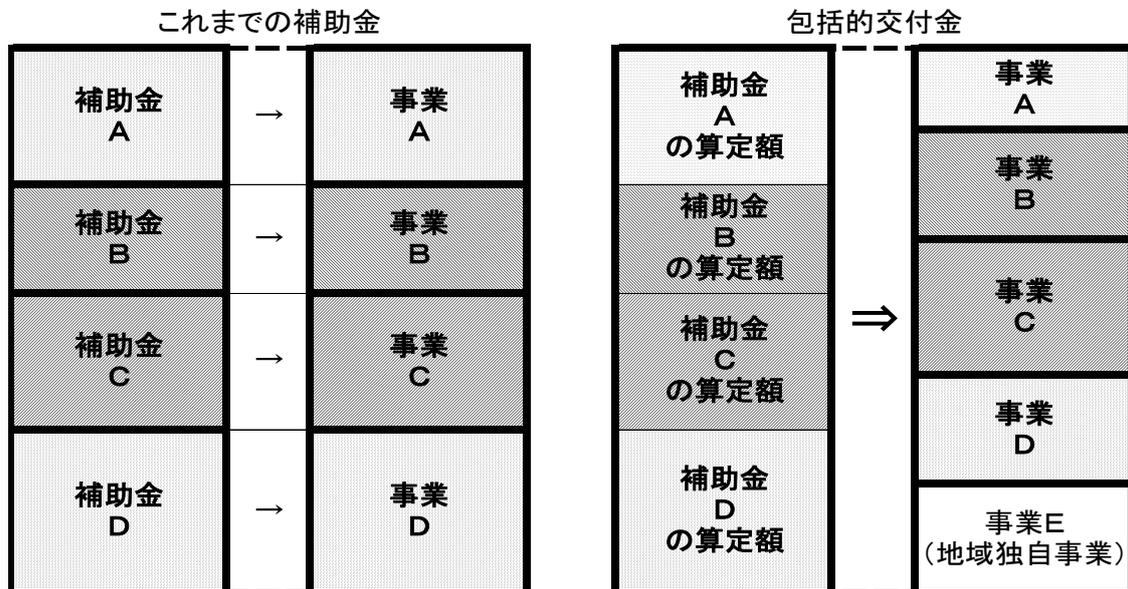


平成23年度 **まちづくり推進協議会設立**

7. 行政からの支援

(1) 補助金等の再編成

現在、それぞれの事業ごとに各種地縁的団体に個別に支出している補助金等の再編成を行い、その一部をまちづくり推進協議会へ交付することを検討します。



包括的交付金のイメージ

(2) 業務委託の推進

地域と行政がお互いの役割のもとに、協力して事業を展開していく市民参加のまちづくりでは、誰が主体となって事業を展開するのが効果的かという視点から、行政が実施するよりも地域にお任せすべき事業については、積極的に地域に委託を推進していきます。

(3) 職員の支援

市職員がアドバイスや専門知識を提供し、まちづくり推進協議会の設立準備期間を含め設立後も、スムーズな運営を支援していくため、具体的な支援方法を検討します。

(4) 活動拠点の提供

まちづくり推進協議会の活動拠点として、各小学校区に設置している公民館を活動拠点の本館、老人福祉センターを分館として提供します。

(5) 組織の見直し

まちづくり推進協議会からの要望・提言等を一元的に受け付ける地域に関する総合窓口を設置します。



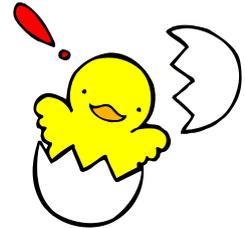
8. 行政の取組み

(1) 市民への啓発

これからのまちづくりの基本目標である「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働の推進」というまちづくり意識を醸成し、まちづくりに関心をもってもらうため、引き続き啓発活動を行っていきます。また、各地区のまちづくり推進協議会においては、地区住民に積極的に情報の提供ができるように、行政も協働していきたいと考えています。

(2) 職員の意識改革

市職員に対して市民協働に関わる研修も実施しており、引き続き職員の資質向上を図っていきます。



(3) まちづくり基本条例

市民・市民活動団体・企業・行政のそれぞれの責任や役割を明確にし、お互いに協働して行動するための理念などを規定する「まちづくり基本条例」的なまちづくりに関するルールの制定については、市民の意識の醸成を見据えながら研究、検討を行っていきます。



地域自治組織の設立と関連施策のスケジュール

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
地域自治組織の設立	準備期間	設 立	⇒

○行政からの支援

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
補助金等の再編成	検 討	検 討 一部実施	⇒
業務委託の実施	検 討	検 討 一部実施	⇒
職員の支援	検 討 (準備期間) 実施	実 施	⇒
活動拠点としての公民館、 老人福祉センターの提供	検 討	実 施	⇒
地域に関する総合窓口の 設置	検 討	実 施	⇒

○行政の取組み

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
各種団体への啓発活動	実 施	⇒	⇒
市民への啓発活動	実 施	⇒	⇒
まちづくり推進協議会が実 施する広報の支援	実 施	⇒	⇒
職員に対する研修制度	引き続き実施	⇒	⇒
まちづくり基本条例の制定	検 討	⇒	⇒